消防特第 258 号
令和７年 12 月 22 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長　殿

消防庁特殊災害室長
（公印省略）

林野火災に対する警戒の強化について

林野火災対策の推進につきまして、平素から御尽力を賜り感謝申し上げます。

本年２月には大船渡市、３月には岡山市や今治市などで大規模な林野火災が相次ぎました。消防庁では、本年４月から８月にかけて「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を林野庁と共同で開催し、その報告書を踏まえ林野火災注意報・林野火災警報の創設等に係る火災予防条例（例）の改正などの取組を行ってきたところです。

林野火災は、年間を通じて発生しますが、例年、１月から増加し始め、２月から５月にかけて特に多く発生する傾向にあります。出火原因は、たき火、火入れ、放火（疑いを含む）等の人的要因が多く、ひとたび発生すると早期に拡大し、消火困難性も高いため、これから空気が乾燥し、強風が吹くなどにより、林野火災が増加する時季を迎えるに当たり、出火防止及び火災拡大防止に係る警戒を特に強化することが重要です。

つきましては、貴職におかれましても、気象状況等地域の事情を踏まえながら、下記事項を参考の上、報道機関等と連携を図り、住民に対する広報活動を行うなど林野火災対策の推進について、一層御配慮いただくとともに、各都道府県におかれましては、管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、この旨周知くださるようお願いします。

また、林野の焼損面積が 20 ヘクタール以上の火災については、「林野火災対策資料の提出について」（昭和 55 年３月 11 日付け消防地第 81 号）に基づき、林野火災対策資料の提出をお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

１　林野火災予防の徹底について

「林野火災の予防及び消火活動について（通知）の改正について」等の通知（別紙参照）に示す取組を踏まえ、林野火災予防の徹底を図ることが重要である。

（１）今般創設した林野火災注意報や林野火災警報について火災予防条例に基づく的確な発令・周知を行うことや、たき火の届出を通じ、林野火災予防の

実効性を高めること。
特に、林野火災警報が発せられたときは、火入れ・たき火の禁止等、火災予防条例に定める火の使用制限の徹底を図るとともに、監視及び広報パトロールの実施などを通じて出火防止に努めること。
なお、林野火災注意報等について火災予防条例の改正・施行までの間も、林野火災注意報等の発令に相当する気象状況となった場合には、住民等に対し的確に注意喚起を行うとともに、消防法第 22 条に基づき火災に関する警報の発令も検討する等により対応すること。

（２）令和８年１月から開始される林野火災予防のための気象庁による「少雨に関する気象情報」が発表された際には、火の取扱いへの注意喚起に努めること。

（３）ハイカー等の入山者及び地域住民等に対し、新聞、テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等を通じ、たき火の火の始末の徹底、たばこの投げ捨て、火遊びの禁止等について、その対象者に応じた広報をすること。
また、広報・啓発については、消防機関だけでなく、防災担当部局、林務担当部局、廃棄物処理担当部局等、幅広い部局が参画した取組となるよう、連携の強化を図ること。
なお、林野庁林政部長及び森林整備部長から各都道府県林務担当部長宛てに「令和７年大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の林野対策の推進について」（令和７年 10 月 20 日付け７林整研第 181 号）が発出されていること、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課から各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）宛てに「林野火災の予防等に係る協力について（周知）」（令和７年 12 月１日付け事務連絡）が発出されていることに留意すること。

（４）火入れの相談があった場合又は火入れの情報を入手した場合は、関係行政部局と連携を密にし、関係者に対して森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条第１項本文に規定する市町村長の許可を受けて、その指示に従うよう指導するとともに、初期消火の準備、気象状況等を踏まえた火入れの実施等、火災予防及び火災の警戒上必要な措置について徹底を図るよう指導すること。
なお、火入れに係る留意事項等については、森林火災対策協会が作成した「火入れ作業の手引き」（http://www.center-green.or.jp/ffca/）も参考とされたいこと。

（５）林業関係者に対し、日頃からの森林保全管理などの林野火災予防を適切に図るよう注意喚起するとともに、林内作業員に対し、火気管理の徹底について指導すること。

２　防災関係機関による警戒の強化について

防災関係機関は、出火防止と火災拡大防止のため、広報車や防災行政無線の活用等による火災予防の呼びかけ、水利の確認、林野火災発生危険の高い地域における警戒の強化を図ること。

３　関係機関等との連携強化について

日頃から、関係機関及び民間事業者との連携を強化し、円滑な消防活動が行

われるよう万全を期すこと。

4　林野火災の早期拡大防止について

林野火災が発生し、拡大のおそれがある場合には、近隣の市町村や消防防災ヘリコプターを保有する自治体等に対し、時機を失することなく応援要請を行うなど、火災拡大の防止対策を早期に図ること。

5　空中消火の積極的な活用について

消防防災ヘリコプター等を活用した消防活動は、林野火災対策として非常に有効な消防戦術の一つであるが、その活動は昼間に限られ、気象条件にも左右されるものである。

こうしたことに鑑み、消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターに対する応援出動については、「林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的な活用について」（平成 29 年 5 月 10 日付け消防特第 104 号・消防広第 157 号）を参考のうえ、時機を失せず、状況に応じ集中的かつ効果的な空中消火活動が可能な機数を要請すること。

6　林野火災に対する迅速かつ的確な対応について

林野火災は急峻な山地等で発生することから、ほかの火災と違い、進入が困難（ルート限定、所要時間増）、放水が困難（水利が乏しい、高低差による水圧低下）、全体像の把握が困難（火点・燃焼範囲の特定）等の特有の消火困難性を有している。また、気象状況の変化（延焼スピード・方向、飛火）、燃焼物体（植生、地形の傾斜、造作・建築物）等の要素も大きな影響を及ぼし、状況によっては活動が限定的（夜間の活動停止）、また長期間になることも多い。

これらの困難性を解消し、迅速かつ的確な対応を行うためには、「地上・空中消火の連携」、「速やかな応援要請による部隊増強」、「指揮体制の確立」が重要となることから、「林野火災の予防及び消火活動について（通知）の改正について」（令和７年８月 29 日付け消防災第 130 号、消防広第 299 号、消防予第 376 号、消防特第 157 号）を参考のうえ、適切に対応されたいこと。

7　情報収集・連絡体制の整備について

林野火災のうち、

①死者が３人以上生じたもの
②死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの
③自衛隊に災害派遣を要請したもの
④焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの
⑤空中消火を要請又は実施したもの
⑥住家等へ延焼するおそれがあるもの
⑦報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合

について、火災・災害等即報要領（最終改正：令和７年 12 月 22 日付け消防応第 78 号）に基づき迅速な報告に努めること。特に、都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したものについては、その社会的影響度の高さに鑑み、即報

基準に該当するものとして取り扱うとともに、記載に当たっては、避難指示等の状況、自衛隊への災害派遣要請の状況についても留意すること。

その際、ヘリコプターテレビ電送システム等による画像情報などの提供にも留意すること。

また、休日、夜間に、林野火災が発生した場合であっても、迅速な情報収集・連絡、指示が行えるよう適切な体制を確保するよう努めること。

【問い合わせ先】
消防庁特殊災害室　広冨、緑川、星野
電 話：03-5253-7528（直通）
E-mail：tokusaishitsu@soumu.go.jp

別紙

〈参照通知〉

・大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について
（令和７年８月 29 日付け消防総第 770 号・消防技第 84 号・消防消第 381 号・消防予第 382 号・消防特第 158 号・消防災第 131 号・消防地第 644 号・消防広第 303 号・消防研第 205 号）
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/250829_soumu_02.pdf

・火災予防条例（例）の一部改正について
（令和７年８月 29 日付け消防予第 383 号・消防特第 159 号）
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/683b549a51ca08a2195ff9c1d78c1148b5f54bf1.pdf

・「林野火災の予防及び消火活動について（通知）」の改正について
（令和７年８月 29 日付け消防災第 130 号・消防広第 299 号・消防予第 376 号・消防特第 157 号）
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/rinnyakasaiyoboutounituite.pdf

・「違反処理標準マニュアル」の改正について
（令和７年 10 月 16 日付け消防予第 470 号）
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/b520437325d69c99eb63ecf5babac5c20a54c8eb.pdf

・緊急消防援助隊に係る消防本部の受援計画の一部見直しについて
（令和７年８月 29 日付け消防広第 332 号）
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/250829_kouiki_1.pdf

・飛び火警戒要領の見直し等について
（令和７年 10 月 29 日付け消防消第 463 号）
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20251029_tobihi.pdf

・「警防活動時等における安全管理マニュアル」の一部改正について
（令和７年 11 月 25 日付け消防消第 514 号）
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/251125_shoukyu514.pdf

・林野火災の残火処理等における消火薬剤の活用について
（令和７年 12 月 16 日付け消防災第 158 号・消防広第 407 号・消防予第 552 号・消防特第 255 号）

・林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的な活用について
（平成 29 年５月 10 日付け消防特第 104 号・消防広第 157 号）
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/assets/290510_toku104_kou157.pdf